

令和5年度「みやぎ米販売促進活動支援事業」の3次募集について

令和5年9月28日
宮城県農政部みやぎ米推進課

1 事業の目的

本事業は、県内の自然や風土などの地域性や品種の特性を活かして生産された高品質で美味しい「みやぎ米」に係る新商品開発及びPR活動等の販売促進活動並びに、地域や生産者と連携しながら独自に行うブランド米等の産地づくり及び販売・PR活動等に要する経費の一部を支援するものです。

2 募集する事業について（詳細は次項の表をご覧ください）

- (1) 事業実施主体となれる者
米穀集荷販売・卸売業者、農地所有適格法人、農業者を含む協議会等の団体（規約の定めがあるもの）、市町村（いずれも県内に本支店、住所又は活動の本拠があること）
- (2) 事業メニュー
みやぎ米主要品種販売促進活動支援、地域ブランド米等の販売促進活動支援
- (3) 補助内容
補助率 1／2以内（千円未満切り捨て）
補助上限額 みやぎ米主要品種販売促進活動支援 5,000千円
地域ブランド米等の販売促進活動支援 500千円
- (4) 採択予定件数 両メニュー合わせて3件程度

3 募集期間 令和5年9月28日(木)から令和5年10月27日(金)まで

4 事業実施期間 補助金の交付決定の日から令和6年2月28日まで

5 申請方法

下記の書類を作成し、8の問い合わせ先へ提出してください。

- (1) 事業実施計画承認申請書（実施要領様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（実施要領様式第1号別紙）

6 事業実施計画の審査・承認

- (1) 事業実施計画が採択要件に合致し、事業の目的に資する取組であると判断される場合に当該事業実施計画を承認します。
- (2) 事業実施計画の審査は書類審査とします。申請者数が採択予定件数を超えた場合は、事業実施計画の内容、事業成果等について審査を行い、採択事業者を決定します。
なお、応募状況や他者の申請内容についての問い合わせには応じられません。
- (3) 事業実施計画の承認の可否は、後日、申請者宛て通知いたします。不採択となった場合、不採択理由の問い合わせには応じられません。

7 補助事業の実施

- (1) 事業実施計画の承認を受けた者は、「みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金」の交付申請を行っていただきます。交付申請及びその後の手続きについては、改めてお知らせします。
- (2) 原則として、事業の着手（契約行為を含む。）は、補助金の交付決定後に行うものとします。
- (3) 原則として、補助金の交付は、補助事業の完了後に実績報告書を御提出いただき、補助金の額を確定した後の精算払いとなります。

8 問い合わせ先

宮城県農政部みやぎ米推進課生産販売班 担当：松崎
電話：022-211-2841 ファクシミリ：022-211-2849
メール：miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp



・事業メニュー、事業実施主体、対象とする事業内容、採択要件

事業メニュー	事業実施主体	事業内容*1	採択要件
みやぎ米主要品種 販売促進活動支援	・米穀集荷販売・卸売業者 ※県内に本支店、住所 又は活動の本拠があること	1 広報宣伝に係る取組 2 販路拡大に係る取組	・地方創生のモデルとなる取組であること ・みやぎ米のブランド化に効果的な内容であること ・県内外でのみやぎ米の認知度向上が図られる内容であること ・事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること
地域ブランド米等の 販売促進活動支援	・米穀集荷販売・卸売業者 ・農地所有適格法人 ・農業者を含む協議会等の団体（規約の定めがあるもの） ・市町村 ※いずれも県内に本支店、住所又は活動の本拠があること	1 広報宣伝に係る取組 2 販路拡大に係る取組 3 品質向上に向けた取組 4 産地づくり体制整備に向けた取組	・地方創生のモデルとなる取組であること ・地域や生産者と連携しながら独自のブランド化を図る取組であること ・取組を行う品種について、作付面積が概ね 10ha 以上であること ・事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること

*1 いずれのメニューでも、1 又は 2 の取組は必ず実施すること。対象品種は、県の優良品種に指定された品種、又は県で育成された品種であること。

・補助事業の対象経費、補助率など

経費区分*2	具体的な内容	補助率	補助上限額 (採択予定事業件数)
1 旅費	外部専門家等の招へいに要する交通費、 宿泊費	1 / 2 以内 (千円未満切捨)	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ米主要品種販売促進活動支援 5,000千円 (2件程度) ・地域ブランド米等の販売促進活動支援 500千円 (1件程度)
2 謝金	活動協力等に伴う外部専門家や有識者 などへの謝金 著名人等の受け入れに要する謝金		
3 委託費	販売促進のための広告宣伝費、イベント 開催に係る催事費、市場調査費、食味試験 等の試験研究費、ロゴや商品パッケージの デザイン費等、リーフレットやポスター等 の印刷物等制作費、商品開発に係る外注・ 検査・分析費		
4 庁費	商品開発に係る資材費（自社からの仕入 れ分及び生産資材を除く。）、会議費、 会場費、商談会等への出展費、運搬費、 役務費、借料又は損料 等		

*2 いずれの経費も消費税及び地方消費税相当額を除く